

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
x	-	-	-	
○	-			仮明細書制度あり（12ヶ月以内に完全明細書提出） （備1）食料品・医薬の製造方法特許は特許日から7年又は特許証発行の日から5年のうち、いずれか早く満了する期間が存続期間である。 （備2）不特許事由 ①科学的原理の発見、抽象理論 ②公知の物質の新規な性質又は用途発明 ③単なる混合による物質 ④農芸又は園芸の手法 ⑤外科又は治療方法 ⑥原子力に関する発明 （備3）輸入は実施とみない。
○	-	○ (18月)	36月 (出願日 から)	2001.8.1 改正
○	-	○ (19月)	42月 (優先日 から)	
x	-	-	-	
○	-			
x	-	○	5年（公 開日か ら）	
○	-	○ (18月)	3年（優 先日か ら）	2001.7.1 改正 （備1）原子核変換、その他
(○)	-	-	-	（備1）一国二制度。英国特許（EP経由を含む）及び中国特許を登録する制度。なお、他に香港に直接出願する短期特許（出願日から8年）の制度あり （備1）一国二制度の原則のもと、実質的にはポルトガル特許庁による登録に基づく。
x	-			
○	-	○ (18月)	5年（出 願日か ら）	2001.7.1 改正（特）植物特許 国内優先権制度 （備1）登録公告日から3ヶ月以内
○	-	○ (18月)	3年（出 願日か ら）	情報提供制度、審査前置制度、国内優先権制度あり （備1）医薬、農薬の特許は最高5年間延長可能 （備2）特許掲載公報発行日から6ヶ月以内
x	-			
x	-			2000.12.2 改正 仮明細書制度あり（9ヶ月以内に完全明細書提出）
x	-	-	-	
x	-			
x	-	x	（備1）	2001.8.1 改正 （備1）通常審査の請求は出願日から3年以内 限定審査の請求は出願日から4年以内
○	-	○ (18月)	28ヶ月（優 先日か ら）	（備1）治療方法、診断方法、その他
○				（特）発明者証 医薬、香料、食品の発明は発明者証のみ可能
x	-	-	-	

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立)	実(年)施(月)義(日)務
アジア	フィリピン	○	○	○	◎	○	○	出	20	※その他	なし	4
	(中近東) イエメン	×	×	×	産業財産権制度を有しない。主要新聞に警告的告示を行うことにより保護を受ける。							
	イスラエル	○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	3	3
	イラク	○	×	○	◎	×	○	出	15	医薬(備1)	なし	3
	イラン	○	×	○	◎	×	○	出	5.10.15.20	医薬(会計のための表)	なし	5
	クウェイト	×	○	○	○	×	△	出	20	動植物の品種等	2	3
	サイプラス	○	○	○	△	△	—	(英国特許権の残存期間)		※	なし	なし
	アラブ首長国連邦	○	○	○	○	○		出	20	動植物の品種等	60日	3
	サウディ・アラビア	×	×	○	◎	○	○	特	20	動植物の品種等		3
	ヨルダン	○	○	○	○	○	△	出	16	なし	2	3
	シリア	○	×	○	◎	×	○	出	15	医薬(備1)	なし	2
	トルコ	○	○	○	◎	○	○	出	20	医薬	なし	3
レバノン	○	×	○	◎	×	○	出	15	医薬 経理システム	なし	2	
オセアニア	オーストラリア	○	○	○	◎	○	○	完	20		なし	3
	サモア	×	×	○	◎	×	○	特	16	—	3	なし
	ニュー・ジーランド	○	○	○	◎	○	△	完	20	※その他	3	3
	フィジー	×	○	○	◎	×	△	特	14 (備1)	—	2	なし
アフリカ	エジプト	○	○	○	◎	×	△	出	15 延5 (備1)	医薬、食物	2	3
	アルジェリア	○	×	○	◎	×	○	出	20 (備1)	動植物の新種	なし	3
	ウガンダ	○	○	△	△	△	—	出	20		なし	なし
	エチオピア	×	×	○	◎	○	○	出	15 延5		なし	4
	ガーナ	○	○	△	△	△	—	出	20	医薬	なし	なし
	ガンビア	○	○	△	△	△	—	英国特許権の残存期間			なし	なし

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求 へ 年 求 へ	備 考
○	—	○ (18月)	6ヶ月(公 開日か ら)	
×	—	—	—	
○	—	—	—	(備1)①治療処置方法 ②植物又は動物の新種
×	—	—	—	(特) 輸入特許 (備1)会計に使用される方法、建築物のレイアウトに関する図面
×	—	—	—	(特) 輸入特許 登録後にいつでも特許取消しを第1審裁判所へ申し立てられる。
×	—	—	—	湾岸協力会議統一法(2000.8.15 改正)
○	○	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。
○	—	—	—	湾岸協力会議統一法(2000.8.15 改正)
×	—	—	—	湾岸協力会議統一法(2000.8.15 改正)
×	—	—	—	出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能
×	—	—	—	(備1)①会計上の手段、組み合わせ ②医薬の処方
○	○	○ (18月)	—	
×	—	—	—	
○	—	○ (18月)	5年(完全 明細書提 出日か ら)	2002.4.1 改正
×	—	—	—	
○	—	—	—	
×	—	—	—	(特) 英国特許の再登録制度 英国特許の日から3年以内に出願(ヨーロッパ特許で英国を指定したものを含む)。英国特許の残存期間
×	—	—	—	(備1)食品医薬物質の化学的合成法に関する特許は、出願日より10年で期間延長は認められない。
○	—	—	—	(特) 発明者証、確認特許 (備1)確認特許(出願から10年)
○	—	—	—	アフリカ地域産業財産権機関(ARIPO)に加盟
×	—	—	—	1995.5 独自法 (特) 導入特許
○	—	—	—	アフリカ地域産業財産権機関(ARIPO)に加盟。
○	—	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願 アフリカ地域産業財産権機関(ARIPO)に加盟。

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立)	実(年)施(月)義(日)務
アフリカ	ガボン	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	ブルキナ・ファソ	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	カメルーン	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	ギニア	○	○	○	◎	×	○	出	20		なし	3
	ケニア	○	○	△	△	△	—	英国特許権の残存期間		※	なし	なし
	コンゴ	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	コンゴ民主共和国 (旧ザイール)	○	○	○	◎	×	○	出	20 (備1)		なし	(備2)
	ザンビア	○	○	○	◎	×	□	完	16 延5		3	3
	シエラ・レオーネ	○	○	△	△	△	—	英国特許権の残存期間			なし	なし
	スーダン	○	×	○	◎	×	○	出	20	科学的原理及び発見	なし	3
	セネガル	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	コートジボアール	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	ソマリア	×	×	○	△	×	○	出	5	医薬	なし	3
	ベナン	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	タンザニア	○	○	△	△	△	—	英国特許権の残存期間		※	なし	なし
	チャード	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	中央アフリカ共和国	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	チュニジア	○	○	○	◎	×	○	出	20	医薬、食物	2	3
	トゴ	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	ナイジェリア	○	○	○	◎	×	○	出	20	植物、動物の新種	なし	3
ニジェール	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3	
ブルンジ	○	○	○	◎	×	△	出	20		なし	2	
マダガスカル	○	○					不詳					
マラウイ	○	○	○	◎	×	△	完	16 延5又は10	食物、医薬 (単なる混合物)	3	3	

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願 アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
×	—			（備1）医療に関する特許は、出願日より15年 （備2）医薬、食物の特許は特許から4年。 その他は出願から5年又は特許から3年（輸入特許は出願から3年）
○	—			アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願 アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—			アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
×	—			アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願（ヨーロッパ特許で英国を 指定したものを含む）。アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
×	—			
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
×	—			（特） 輸入特許
○	—			1976年12月31日にアフリカ・マダガスカル同盟から脱退
○	—			アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立)	実(年)施(月)義(日)務
アフリカ	マリ	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	南アフリカ	○	○	○	◎	×	○	出	20	※	なし	3
	モーリタニア	○	○	○	◎	×	○	出	10 延5ずつ2回	※	なし	3
	レソト	○	○	○	◎	×		出	15 延5(備1)			3
	モロッコ (旧スペイン領地域)	○	○									
	(旧フランス領地域)	○	○	○	◎	×	○	出	20	医薬	なし	3
	(シエリフィアンモロッコ王国)	○	○	○	◎	×	○	出	20	医薬		3
	リビア	○	×	○	◎	×	△	出	15 延5	医薬、食物	2	3
	リベリア	○	×	○	◎	×	△	特	20	なし	なし	3
	ルワンダ	○	○	○	◎	×	□	出	20	なし	なし	2
ヨーロッパ	ジンバブエ	○	○	○	◎	×	○	完	20	(既知成分の単なる混合物による食物、医薬)	3	3
	モーリシャス	○	○	○	◎	×	△	出	14		1	なし
	アイスランド	○	○	○	◎	○	○	出	20	医薬		5
	アイルランド	○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	3	3
	アルバニア	○	○	○				出	15			
	イタリア	○	○	○	◎	×	○	出	20	※	なし	3
	ヴァチカン市国	○	×	△	◎	×	○	出	20	医薬(製法も不可)	なし	3
	オーストリア	○	○	○	◎	○	○	公	18	※	4	3
	オランダ	○	○	○	◎	×	○	出	20	※	なし	3
	ギリシャ	○	○	○	◎	○	○	出願日の翌日	20	※	なし	3
イギリス	○	○	○	◎	○	○	出	20	※	なし	3	
サン・マリノ	○	×	×	(サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアにおいて取得した特許権が適用される)								

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			仮明細書制度あり（12ヶ月以内に完全明細書）
○	—			アフリカ知的財産権機関（OAPI）に加盟
○	—			工業所有権条例（Industrial Property Order）が1990年1月15日から施行 英国の特許権者は自動的に保護される。（特）南アフリカ共和国の確認特許 （備1）南アフリカ共和国特許権の残存期間 アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
×	—			モロッコ全土に権利を取得するためにはそれぞれの地域に出願しなければならない。
○	—			
×	—			
×	—			
○	—			
×	—			（特）輸入特許
○	—			アフリカ地域産業財産権機関（ARIPO）に加盟
×	—			
○		○ （18月）		
○	○	○ （18月）		（備1）食物、医薬では既知物質の単なる寄せ集め。植物新品種は、植物品種法により保護される。
○	△	○ （18月）		発明者証のみ
○	○			
×		—	—	イタリア法を適用 イタリア特許権が及ぶ。
○	○			存続期間は出願20年限度
○	○	○ （18月）	—	（特）新規性調査請求制度
○	○	○ （18月）		
○	○	○ （18月）	6ヶ月（公開日から）	・ 公開後情報提供 ・ 国内優先制度
×		—	—	

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	審 査	新 判 断 規 の 基 準	起 算 日	期 間 (年)	非 特 許 対 象	出 願 公 告 (異議申立)	(月)
ヨ ー ロ ッ パ	ス イ ス	○	○	○	◎	○ (備1)	○	出	20	※	3	3
	ス ウ ェ ー デ ン	○	○	○	◎	○	○	出	20	※	3	3
	ス ペ イ ン	○	○	○	◎	○	○	出	20	※		3
	チ ェ ッ コ	○	○	○	◎	○	○	出	20	※その他	なし	3
	ス ロ ヴ ァ キ ア	○	○	△	◎	○	○	出	20	※その他	なし	3
	デ ン マ ー ク	○	○	○	◎	○	○	出	20	※(備1)	9(備2)	3
	ド イ ツ	○	○	○	◎	○	○	出願日の翌日	20	※その他	3(備1)	なし
	ノ ー ル ウ ェ ー	○	○	○	◎	○	○	出	20	※	9(備1)	3
	ハ ン ガ リ ー	○	○	○	◎	○	○	出	20		なし	3
	フ ィ ン ラ ン ド	○	○	○	◎	○	○	出	20	動植物の変種 医薬、食物	3	3
	フ ラ ン ス	○	○	○	◎	○	○	出	20	※(備1)	3(備2)	3
	ブ ル ガ リ ア	○	○	○	◎	○	○	出	20	原理、発見、 計算方法、 教育方法	—	3
	ベ ル ギ ー	○	○	○	◎	○	○	出	20 (備1)	※(備2)	なし	3
	ポ ー ラ ン ド	○	○	○	◎	○	○	出	20	※その他	6	3
	ポ ル ト ガ ル	○	○	○	◎	○	○	出	20		90日(公開 日から)	3
	マ ル タ	○	○	○	○	×	○	特	14 延7 例 外14年		2	3
モ ナ コ	○	×	○	◎	×	○	出	20	医薬	なし	3	

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
○	○			(備1) 次の技術分野に属する発明には、実体審査が行われる。 (1) 原材料であろうとすでに加工されていようと、すべての種類の織物繊維の改良方法で、純粋に機械的でない方法により得られる製品及び織物工業と関連する製造方法、(2) 時計測定技術に特に適する特徴をもつ発明。
○	○	○ (18月)		公告後2ヶ月以内に公告料を支払わないと出願は失効する。
○	○	○ (18月)	6月 (備1)	(備1) サーチレポートの公開から6月以内
○		○ (18月)	3年(出願日から)	
○		○ (18月)	3年(出願日から)	
○	○	○ (18月)		(備1) 植物新品種は植物変種法により保護 (備2) 特許付与公告から9月以内
○	○	○ (18月)	7年(出願日から)	(備1) 特許付与日から3月以内
○		○ (18月)		(備1) 登録公告から9月以内
○		○ (18月)	4年(公開日から)	改正特許法が1994年7月1日に発効。化学物質、食品及び医薬についても特許取得可能。 (特) 植物特許
○	○	○ (18月)		
○	○	○ (18月)		(備1) 植物新品種は植物変種保護法により保護 (備2) サーチレポート公開から3月以内
○		○ (18月)		
○	○			(備1) サーチレポートの請求をしない場合6年 (備2) 植物新品種は植物品種保護法により保護
○		○ (18月)	—	
○	○			
×		○ (18月)		出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能、仮明細書制度あり
○	○			

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立)	(月)
ヨーロッパ	クロアチア	○	○	○				出	20			
	スロヴェニア	○	○	○	◎	△	□	出	20	※その他	なし	
	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	○	×	○				出	20			
	エストニア	○	○	○		○		出	20			
	ラトヴィア	○	○	○				出	20			
	リトアニア	○	○	○								
	アルメニア	○	×	(備1)								
	アゼルバイジャン	○	×	(備1)								
	ベラルーシ	○	×	○ (備1)	◎	○	□	出	20	※その他	なし	5
	グルジア	○	○	○				出	20			
	カザフスタン	○	×	○ (備1)	◎	○	○	出	20(備2)	※その他	なし	5
	キルギス	○	○	(備1)								
	モルドヴァ共和国	○	○	(備1)				出	20			
	ロシア連邦	○	×	○ (備1)	◎	○	○	出	20	※その他	なし	4
	タジキスタン	○	×	△ (備1)								
	トルクメニスタン	○	×	(備1)								
	ウクライナ	○	×	暫				出	20			
	ウズベキスタン	○	×	暫				出	20			
	リヒテンシュタイン	○	○	×	(スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ)							
ルクセンブルグ	○	○	○	◎	×	○	出願の翌日	20	※	なし	3	
ルーマニア	○	○	○	◎	○	○	出	20	医薬、食物、化学物質、動植物変種	6(特許付与の公表から)	3	

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
○		○ (18月)		
○	△	○ (18月)		
○	△	○ (18月)		
○		○ (18月)		
○	△	○ (18月)		
○	△			
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○		○ (18月)	3年(出願 日から)	(備1)ユーラシア特許条約加盟
○				
○		○ (18月)	3年(出願 日から)	1998.8.20 改正 (備1)ユーラシア特許条約加盟 (備2)医薬は最高5年延長可能
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○		○ (18月)	3年(出願 日から)	(備1)ユーラシア特許条約加盟
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○				(備1)ユーラシア特許条約加盟
○		○ (18月)	3年(出願 日から)	
○				
○	○	—	—	
○	○	○ (18月)	7年(出願 日から)	1998.1.1 改正
○	△			

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立)	実(年)施(月)義(日)務
ア	(北米及び中米) 米 国	○	○	○	○	○	□	出	20 (備1)	原子兵器における特殊な核物質	なし	なし
	エルサルバドル	○	○	○	◎	×	○	特	5.10.15延5 又10		90日	3
	カナダ	○	○	○	◎	○	○	出	20 (備1)	科学的原理、抽象的理論	なし	3
	バハマ	○	×	○	◎	○	○	出	16	動植物の品種	なし	なし
	キューバ	○	○	○	○	○	○	出	10 延5	科学的原理、教育方法	なし	3
	グアテマラ	○	○	○	◎	○	○	出	15	医薬、化学物質、飲食物	2	4
	コスタ・リカ	○	○	○	◎	○	○	特	12		30日	3
	ジャマイカ	○	○	○	○	×	△	特	14 延7		なし	なし
	ドミニカ共和国	○	○	○	◎	×	○	特	5.10.20 延5 又10		なし	5
	トリニダード・トバゴ	○	○	○	◎	×	○	特	14 延7		なし	なし
メ	ハイティ	○	○	○	◎	×	△	特	5.10.20 延5 又10		なし	なし
	パナマ	○	○	○	◎	×	△	特	20		90日	(備1)
	ホンジュラス	○	○	○	◎	×	○	特	10.15.20		90日	1
	メキシコ	○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	なし	3
	バルバドス	○	○	○	◎	○	□	出	15 延5		なし	3
	力	(南米) アルゼンティン	○	○	○	◎	○	○	出	20	※その他	なし
ヴェネズエラ		○	○	○	◎	×	○	出	20	(備1)	60日(公開日から)	3
ウルグアイ		○	○	○	◎	○	○	特	15	医薬、化学物質	20日	3
エクアドル		○	○	○	◎	○	○	出	20		60日(公開日から)	3
コロンビア		○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	60日(公開日から)	3
チリ		○	○	○	◎	○	○	特	15	医薬、食物、化学物質	60日	なし
パラグアイ		○	○	○	◎	×	□	出	20	医薬(備1)	なし	3

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
○	—	○ (18月)	×	2000. 11. 29 改正 (特) 植物特許、意匠特許、先発明主義、再審査制度、公開制度、特許期間保証制度 (備1) 医療の特許は最長5年間延長可能。ただし延長後の期間は医療承認から14年を限度とする。
×	—			
○	—	○ (18月)	5年(出願日から)	(特) 再審査制度、国内優先制度 (備1) 1989年9月30日以前に出願し、特許になった特許権については特許付与日から17年
×	—			
○	—			(特) 発明者証 化学物質、医薬及び食品の発明は発明者証のみ可能
×	—			
○	—			(特) 確認特許
×	—			(特) 確認特許
○	—			(特) 確認特許
○	—			
×	—			(特) 確認特許
×	—			
×	—			
○	—	○ (18月)	1年と90日(出願日から)	(備1) 不特許事由 ①動植物の品種 ②遺伝子物質
○	—			
×	—	○ (18月)	3年	
×	—	○ (18月)	6月(公開日から)	カータジナ協定加盟国 (特) 輸入特許 (存続期間5年) (備1) 診断方法、治療方法、外科的処置等
×	—			
○	—	○ (18月)	6月(公開日から)	カータジナ協定加盟国 (備1) 診断方法、治療方法、外科的処置等
○	—	○ (18月)	6月(公開日から)	カータジナ協定加盟国 (備1) 診断方法、治療方法、外科的処置等
×	—			
×	—			(備1) 2003. 1. 1から特許対象

州名	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦存続期間		⑧	⑨	⑩
		パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新規判断の基準	起算日	期間(年)	非特許対象	出願公告 (異議申立月)	実施義務 (年)
アメリカ	ブラジル	○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	なし	3
	ペル	○	○	○	◎	○	○	出	20	(備1)	60日(公開日から)	3
	ポリヴィア	○	○	○	◎	×	○	特	15	(備1)	60日(公開日から)	2 延2
	スリナム	○	○	○	○	○	○	出	20		4	3

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- (1) ①パリ条約の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (2) ②WTO協定の項中、○は加盟国、×は未加盟国であることを示す。
- (3) ③特許法の項中、○は特許法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、「暫」は暫定法があることを、また△は他の国の特許法を適用していることを示す。
- (4) ④出願人の資格の項中、◎は「発明者及び承継人」が出願できることを、○は「発明者のみ」が出願できることを、また△は例外規定のあることを示す。ここで「発明者のみ」とは発明者（又はその相続人）の外は特許出願をなしえないものをいい、従って出願前に発明が他人に譲渡されているときであっても、出願人名は「発明者（又はその相続人）」の名義によることを要するが、譲渡証を添付して出願を行っておけば、特許証は譲受人に交付される。
- (5) ⑤審査の項中、○は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを、また△は例外規定のあることを示す。
- (6) ⑥新規性判断の基準の項中、○は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、□は「国内公知公用・内外国刊行物」を、△は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としていることを示す。
- (7) ⑦存続期間の項中、“起算日”において、「出」とは出願日、「特」とは特許日、「公」とは公告日、「完」とは完全明細書提出日を存続期間の始期とするものをいう。また、“期間”の項において「延」とあるのは期間延長を示す。
- (8) ⑧特許の対象となり得ない発明の項は、項中記載の物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものである。※は①発見、科学的理論及び数学的方法、②美的創作物、③ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、④情報の提示、及び⑤動・植物の品種が該当することを示す。
- (9) ⑨出願公告の項中、月又は日数の表示は、いずれも公報又は官報等への公告後の公告期間、従ってその間に異議申立ての許されている期間を示す。
- (10) ⑩PCT（特許協力条約）の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (11) ⑪EPC（欧州特許条約）の項中、○は加盟国を、△は欧州特許を拡張することができる国を示す。
- (12) ⑫公開制度の項中、月数の表示は、出願日又は優先権主張日から公開されるまでの月数を示す。無印は当該制度がないことを示す。
- (13) ⑬審査請求の項中、無印は当該制度がないことを示す。
- (14) ⑭備考の項中、(特)は特異な特許制度を示し、当該項中
 - (イ) 「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」（資本主義国のそれと同じ）のいずれかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎない。
 - (ロ) 輸入特許（又は確認特許）とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求 （ ）	備 考
○	—	○ (18月)	3年（出 願日か ら）	1997年5月15新法施行 (備1) 原子核変換、その他
×	—	○ (18月)	6月（公 開日か ら）	カータジナ協定加盟国 (備1) 診断方法、治療方法、外科的処置等
×	—	○ (18月)	6月（公 開日か ら）	カータジナ協定加盟国 (備1) 診断方法、治療方法、外科的処置等
×	—			

問い合わせ先：国際課